

京都大学が 目指すもの

- 14 京都大学の基本理念
- 15 京都大学の改革と将来構想
- 17 中期目標・中期計画・年度計画
- 18 大学評価にかかる制度

Section

1

基本理念

学生の自主性を尊重した教育方針を採用したことで知られる本学の初代総長木下廣次は、本学創立後最初の入学宣誓式において、「大学学生に在りては自重自敬を旨とし以て自立独立を期せざるべからず」と述べ、大学人の持つべき自主性の意義を説いています。この自主性を重んじる精神は、本学が大切にしている「自由の学風」として今日まで承継されてきました。



京都大学の基本理念

京都大学は、創立以来築いてきた自由の学風を継承し、発展させつつ、多角的な課題の解決に挑戦し、地球社会の調和ある共存に貢献するため、自由と調和を基礎に、ここに基本理念を定める。

研究

1. 京都大学は、研究の自由と自主を基礎に、高い倫理性を備えた研究活動により、世界的に卓越した知の創造を行う。
2. 京都大学は、総合大学として、基礎研究と応用研究、文科系と理科系の研究の多様な発展と統合をはかる。

教育

3. 京都大学は、多様かつ調和のとれた教育体系のもと、対話を根幹として自学自習を促し、卓越した知の継承と創造的精神の涵養につとめる。
4. 京都大学は、教養が豊かで人間性が高く責任を重んじ、地球社会の調和ある共存に寄与する、優れた研究者と高度の専門能力をもつ人材を育成する。

社会との関係

5. 京都大学は、開かれた大学として、日本および地域の社会との連携を強めるとともに、自由と調和に基づく知を社会に伝える。
6. 京都大学は、世界に開かれた大学として、国際交流を深め、地球社会の調和ある共存に貢献する。

運営

7. 京都大学は、学問の自由な発展に資するため、教育研究組織の自治を尊重するとともに、全学的な調和をめざす。
8. 京都大学は、環境に配慮し、人権を尊重した運営を行うとともに、社会的な説明責任に応える。

京都大学の改革と将来構想

WINDOW構想

(平成27年)

WINDOW構想は、本学の基本理念等を踏まえ、向こう10年間を見据えて重点的に取り組む目標と今後の実行計画として、本学を社会や世界に開く窓として位置づけ、有能な学生や若い研究者の能力を高め、それぞれの活躍の場へと送り出す役割を大学全体の共通のミッションとして策定されました。世界や社会に通じた窓を開け風通しをよくし、野生的で賢い学生を育てることが本学の共通の夢であり、目標です。

W WILD AND WISE

未知の世界に挑戦できる実践の場として、学生への多様な教育研究環境を提供し、野生的で賢い学生を育成します。

I INTERNATIONAL AND INNOVATIVE

対話を重視した教育研究環境を基盤とする研究の国際化を一層推進し、イノベーションの創出を図ります。

N NATURAL AND NOBLE

自然に親しみ、広く深く学び、高い品格と高潔な態度を身に付けられるよう、全学の意識を高め、魅力あるカリキュラムや快適な学びの環境および制度を作ります。

D DIVERSE AND DYNAMIC

多様な文化や考え方を常に受け入れ、自由に学べる精神的風土を培いながら、悠久の歴史の中に自分を正しく位置づけて堂々と振る舞う心構えを涵養するとともに、その躍動を保証しつつ静かで落ち着いた学問の場を提供します。

O ORIGINAL AND OPTIMISTIC

失敗や批判を恐れず、それを糧にして異なる考えを取り入れて目標達成に導くような能力を涵養できる環境および制度を整え、分野を超えた多様な人材の協働による新たな学術領域の創成など、未踏科学領域の開拓を目指し、それを支援します。

W WOMEN AND THE WORLD

男女共同参画推進アクション・プランに基づき環境・支援体制整備に加え、休業から復帰後の子育て期に柔軟な働き方を選べる制度を構築します。また、学生が希望をもってキャリアパスを描くことができる環境を整えます。

湊総長の任期中の基本方針—世界に輝く研究大学を目指して— (令和3年)

WINDOW構想に加え、平成29年に指定を受けた指定国立大学法人構想等を踏まえ、湊総長が総長任期中に目指す基本方針「世界に輝く研究大学を目指して」が策定されました。魅力ある教育・研究環境の整備と自律的な運営を可能とする基盤を強化し、本学が誇る独創的な基礎研究を確実に推進することにより、世界に伍する研究大学を目指すという湊総長の考えを背景としたものです。特に以下三つのビジョンを重点課題として、これらに基づき今後着実に具体的な施策に取り組んでまいります。



VISION 1

教育・研究支援体制の再構築

- ◆学生の修学環境や教育内容・体制の改善
- ◆教員の教育・研究活動支援体制の整備
- ◆独創的な研究の推進



VISION 2

人材多様性の確保

- ◆優秀な(留)学生や若手・女性・外国人研究者等の増員・育成
- ◆魅力ある教育・研究環境の整備
- ◆教職員の雇用・人事にかかる処遇改善



VISION 3

財政基盤の強化

- ◆産官学連携活動、基金活動、同窓会活動の一層の推進
- ◆国際社会への情報発信力の強化
- ◆自律的な運営基盤形成

中期目標・中期計画・年度計画

令和3年度は、第3期中期目標・中期計画(平成28～令和3年度)の最終年度となります。中期目標・中期計画の達成に向けて今後もより一層質の高い高等教育と先端的学術研究を推進するとともに、大学改革や将来構想の実現に向けたさまざまな課題に取り組んでいきます。

中期目標・中期計画・年度計画とは

「中期目標」とは、本学の基本理念や長期的な目標を実現するための手段の一つとして、当面の6年間において本学が達成すべき業務運営に関する目標であり、本学の意見に基づき文部科学大臣が定めます。本学では、全55目標が定められています。

その中期目標を達成するための具体的な計画が「中期計画」であり、本学が作成して文部科学大臣の認可を受けます。中期目標の達成状況を把握する際に用いられる具体的な要素でもあり、本学では全85計画を定めています。

さらにその中期計画に基づく年度ごとの業務運営に関する計画が「年度計画」であり、本学が定め文部科学大臣に提出します。6年間の中期計画を年度ごとにどのように遂行していくかを定める工程でもあります。

各年度終了時、4年目終了時および6年間の中期目標期間終了時には、文部科学省の国立大学法人評価委員会により評価が行われ、社会に公表されます。

CHECK! 本学の中期目標・中期計画および年度計画はホームページでご覧いただけます。
WEB <https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/evaluation/houjin>(中期目標・中期計画・年度計画)

中期目標・中期計画の位置づけと本学の基本理念や将来構想等との関わり

本学では、「京都大学の基本理念」を実現するために、第3期中期目標・中期計画期間では特に、向こう10年間を見据えて重点的に取り組む目標と今後の実行計画を示したWINDOW構想等を踏まえつつ、経営協議会*や教育研究評議会*の審議等を通じて学内外の意見を聴きながら中期目標・中期計画を策定しました。この中期目標・中期計画は社会と本学の間の「公的な約束」

であり、この約束を果たすべく計画を確実に実行し目標を達成する決意です。なお、第3期中期目標・中期計画は、平成29年度に指定国立大学法人に指定されたことを踏まえ、中期目標・中期計画を一部変更するとともに、以下の6計画を新規設定しました(平成30年3月認可)。

- Kyoto iUP(Kyoto University International Undergraduate Program)の推進
- GST(Graduate Student Training)センター(仮称)の設置
- Top5%ジャーナル掲載数800篇、人文・社会科学研究的の国際化
- 研究成果等活用事業会社の設置
- 国際アドミッション支援オフィス(IAAO)の設置
- On-site Laboratoryの設置

(※) 経営協議会及び教育研究評議会については、34ページを参照ください。

目標達成に向けた学内における取り組み

本学では、中期目標・中期計画の実施に当たって、その趣旨や想定している取り組み事項等が各担当部署および関係部局に正確に伝わることを目的として、学内向けに「第3期中期目標・中期計画実施細目版」を作成しています。

この実施細目版には、中期計画ごとに趣旨、具体的な取り組み事項や作業工程等を明示しており、以下の取り組みなどに活用し

ています。本部および部局でのこれらの取り組みに基づく実績の積み重ねが、中期目標・中期計画の達成に繋がっています。

このほか、本学構成員が日々の活動の中で、大学の理念や進むべき方向、中期ビジョンを理解し、目標に向け能力を最大限に発揮できるよう、「京都大学中期目標・中期計画ハンドブック」を作成し、本学構成員に共有を図っています。

- 各計画における本部および部局それぞれの役割を明確化し、全学として計画の達成に向けた取り組みの推進
- 学内における中期計画の進捗管理や達成度の検証
- 「Plan(計画)・Do(実施・実行)・Check(自己点検・評価)・Action(改善)」サイクルを意識した、次年度計画の策定

大学評価にかかる制度

本学は、①自己点検・評価(大学自ら点検および評価を行い、その結果を公表するもの)、②国立大学法人評価(中期目標・中期計画・年度計画にかかる評価)、③機関別認証評価(認証評価機関による評価)を通じて教育・研究・業務運営等の質の向上を図っています。これら大学評価にかかる三つの制度と本学の取り組みについて紹介します。

自己点検・評価	法人評価			機関別認証評価
	年度評価	4年目終了時評価	中期目標期間評価	
大学が、その教育研究水準の向上のために、自ら行う点検・評価	当該事業年度における業務の実績(中期計画の実施状況)にかかる評価	中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標期間の業務の実績にかかる評価	中期目標期間における業務の実績にかかる評価	教育研究等の総合的な状況について、7年以内に1回受審する評価
学校教育法第109条第1項	国立大学法人法第31条の2			学校教育法第109条第2項

自己点検・評価による内部質保証システムの仕組み

本学は、学校教育法第109条第1項に基づき、教育、研究、社会連携や組織運営について自ら点検および評価を行い、その結果を公表しています。大学における有効な自己点検・評価は第三者評価制度が有効に機能する前提条件であり、恒常的な質保証に欠かせないものです。

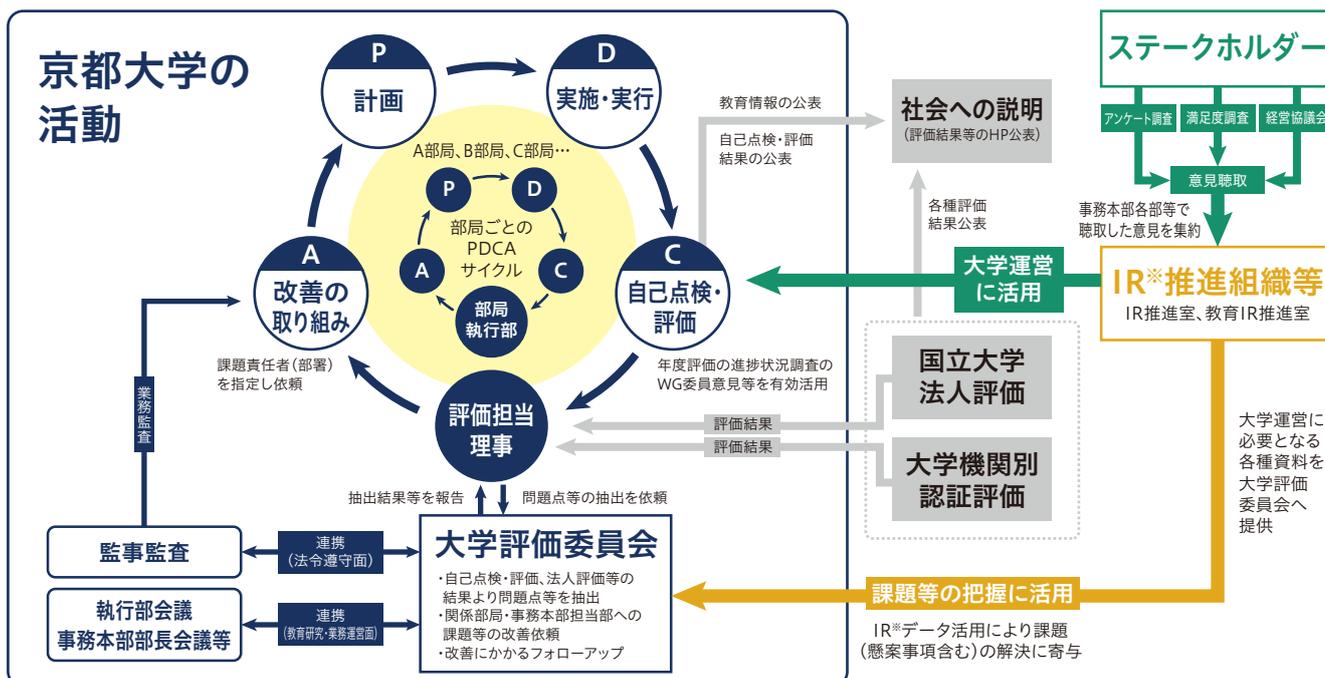
また、本学の教育・研究・業務運営等の質の向上を図るため、自己点検・評価の結果を活用して、自己改善に繋げるためのシステム(内部質保証システム)を機能させています。本学においては、既に確立している内部質保証システムをさらに機能させるため、ス

テークホルダーから国内外を問わず幅広く意見を聴取することで、自らが置かれている客観的な状況を把握し、情報をIR※推進組織が集約・把握・分析のうえ、その結果を大学運営に活用しています。

他方、具体的な期待やニーズ等を聴取するためには、まず本学の活動をご理解いただく必要があります。さまざまな媒体を通じて適時の情報開示を推進するとともに、一年間における本学の活動や改革に対する取り組みを纏めてご紹介する「京都大学 アニュアルレポート」が、みなさまとの対話のための有効なツールとなるよう、支援者の目線に立ち、内容の充実に努めています。

CHECK! 本学の自己点検・評価の基本方針、自己点検・評価報告書はホームページでご覧いただけます。
WEB <https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/evaluation/self>

本学における教育・研究・業務運営等にかかる内部質保証システム・全体の流れ



【計画(P)】 期間を定め、組織として策定した全ての目標・計画(プロジェクト等の計画含む)のほか、認証評価の評価基準など大学として具備すべき基準等を指す。

【実施・実行(D)】 期間を定め、組織として策定した全ての目標・計画に基づく実際の取り組みや、大学として具備すべき基準等を満たすために必要となる実際の取り組みを指す。

【自己点検・評価(C)】 学校教育法に基づく自己点検・評価のほか、目標・計画の各評価における自己点検・評価や事業等の報告書とりまとめの際に行う検証を指す。

【改善の取り組み(A)】 自己点検・評価の結果から導き出された問題点・課題等に対する現状分析・改善方策等の検討・策定のほか、それらに基づく改善の実施を指す。

(※) IR (Institutional Research) : 大学の活動についてのデータの収集・分析、意思決定を支援するための調査

大学評価にかかる制度

中期目標・中期計画・年度計画にかかる評価(国立大学法人評価)の仕組み

中期目標・中期計画・年度計画にかかる評価は、本学が実施する自己点検・評価に基づき、次のとおり実施されます。

各年度の評価に関して、文部科学省の国立大学法人評価委員会(以下「法人評価委員会」という。)は、「業務運営・財務内容等の状況」について「中期計画の達成に向けて、各年度の業務が順調に進捗しているかどうか」という観点から、年度計画の記載事項ごとに、自己点検・評価や計画設定の妥当性も含めて総合的に検証を行います。

また、4年目終了時評価(対象:平成28～令和元年度)および中期目標期間評価(対象:平成28～令和3年度)では、「業務運営・財務内容等の状況」に関して、「中期目標の達成に向けて、中期計画が十分に実施されているかどうか」という観点から、中期計画の記載事項ごとに、自己点検・評価の妥当性も含めて総合的に検証されます。これに加え、「教育研究等の質の向上」にかかる中期目標の達成状況について、法人評価委員会から要請された独立行政法人大学改革支援・学位授与機構(以下「機構」という。)が

評価を実施します。法人評価委員会は、機構の評価結果を尊重することとされています。

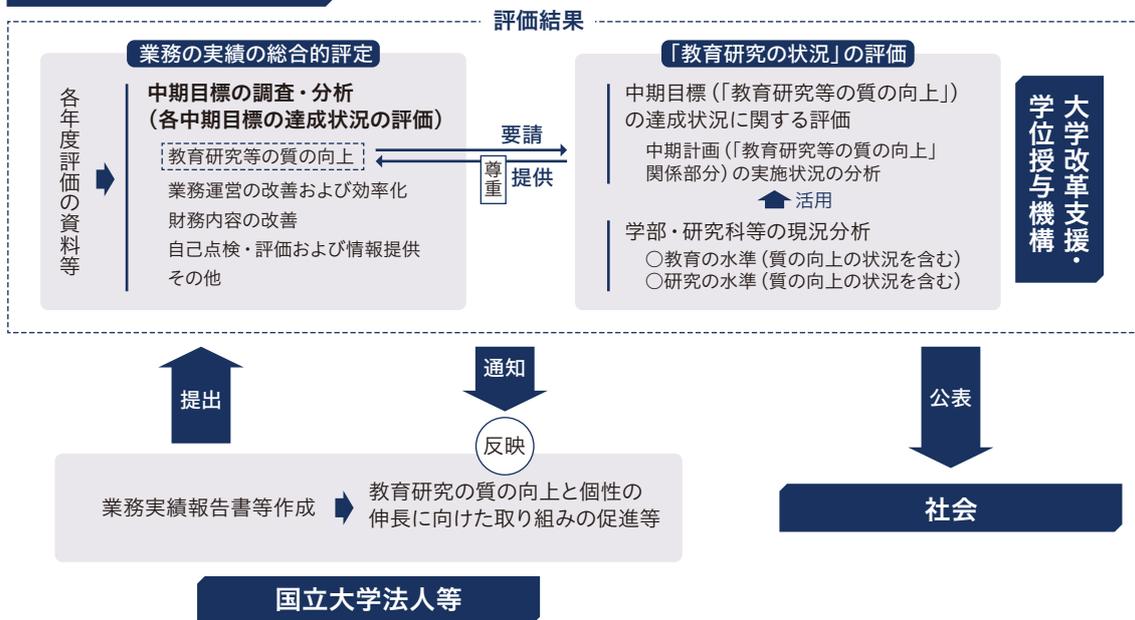
本学では、これらの評価に必要な実績報告書の作成にあたり、全学委員会である大学評価委員会を中心に全学的な自己点検・評価を実施し、経営協議会、教育研究評議会および役員会における審議・機関決定を経て、法人評価委員会および機構に実績報告書等を提出します。

法人評価委員会および機構は、実績報告書やヒアリング等に基づき評価結果案を作成し、本学に対する意見申し立ての手続きを経て評価結果を決定します。評価結果において課題を指摘された場合、本学では総長および各理事が速やかに課題を共有し、改善に向けて対応しています。

なお、法人評価委員会による評価結果は本学における次期中期目標・中期計画の策定や、政府による運営費交付金予算の資源配分に反映されます。

CHECK! 本学の実績報告書および法人評価委員会による評価結果はホームページでご覧いただけます。
WEB <https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/evaluation/houjin>

国立大学法人評価委員会



4年目終了時評価および中期目標期間評価の評定と判断基準について

- 各計画の進捗状況は4段階で評価されます(Ⅳ「中期計画を上回って実施している」、Ⅲ「中期計画を十分に実施している」、Ⅱ「中期計画を十分には実施していない」、Ⅰ「中期計画を実施していない」)。さらに、各計画の進捗状況等に基づき、中期目標の達成状況の総合的な評価が行われます。
- 評定は、基本的には各法人の中期目標の達成状況に対するものであり、他法人と相対比較するものではありません。
- 本学を含む指定国立大学法人は、指定国立大学法人としての進捗を年度ごとに評価されます。

認証評価機関による評価の仕組み

国公立のすべての大学は、学校教育法第109条第2項に基づき、文部科学大臣の認証を受けた評価機関（認証評価機関）による第三者評価を受けなければなりません。この認証評価制度は、各大学の状況が大学設置基準等の法令に適合していることの確認、各大学の自主的・自律的な質保証や向上の取り組みの支援、各大学の特色ある教育研究の進展の支援が主な目的です。また、認証評価機関による評価結果の公表を通じて、各大学が社会による評価を受け、評価結果を踏まえて大学が自ら改善することを促し、大学の教育研究水準の向上に資することが期待されています。

認証評価には2種類があります。一つは「大学機関別認証評価」であり、大学の理念・目標に照らし、その教育研究、組織運営および施設設備の総合的な状況（大学全体の組織体としての状況）に

ついて7年以内ごとに評価を受審する必要があります。

もう一つは、「専門職大学院にかかる専門分野別認証評価」であり、専門職大学院の設置の目的に照らし、専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、大学機関別認証評価とは別に、5年以内ごとに評価を受審する必要があります。本学では法学研究科法曹養成専攻、公共政策教育部公共政策専攻、経営管理教育部経営管理専攻、医学研究科社会健康医学系専攻の四つの専門職大学院が受審しています。

認証評価は、大学からの求めにより、認証評価機関自らが定める大学評価基準に従って実施され、大学は複数の認証評価機関の中から受審先を選択することが可能な多元的な評価制度となっています。

CHECK! 大学機関別認証評価および専門職大学院にかかる専門分野別認証評価の評価結果はホームページでご覧いただけます。
WEB <https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/evaluation/estimate>

「自己点検・評価」、「中期目標・中期計画・年度計画にかかる評価」、「認証評価機関による評価」の関係

